※対象にならない方もいま 望する方は住民課国保年 すので、新たに申請を希 金班へお問い合わせくだ

#### 者 矢 療 制 度

退

につくられた制度です。 大することを抑制するため 健康保険の医療費負担が増 険に加入することで、国民 まる退職後に、 た方が、医療の必要性が高 社会保険などに加入してい 退職者医療制度は、 国民健康保 長く

険などからの拠出金で賄わ 職者医療制度に該当する方 担分以外の医療費)は、 受ける方の給付費(自己負 れています。 の国民健康保険税と社会保 退職者医療制度の適用を 退

が交付されていた方は、 それまでに退職被保険者証 者医療制度の対象になりま 歳になるまで引き続き退職 月末で廃止されましたが、 この制度は、平成27年3 65

※さかのぼって交付された 方を含みます。

#### ジェネリック医薬品 活用しましょう を

◀希望カード

国民年金保

険料免除

猶予制

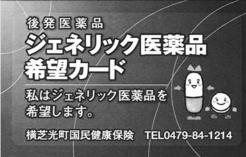
度

少なく安価なジェネリック 医薬品を活用しましょう。 新薬と同じ主成分で製造 開発にかかる費用も

さい。 医師、 望する場合は、 ジェネリック医薬品を希 リック医薬品希望シー 望カード」または「ジェネ ル」をご利用ください。 「ジェネリック医薬品希 薬剤師にご相談くだ 医師、 歯科

※すべての薬にジェネリッ 手帳を提示しましょう。 ク医薬品希望シール」を貼 った被保険者証、 カード」または「ジェネリッ 「ジェネリック医薬品希望 場合があります。 言い出しにくい場合は、 ク医薬品に変更できない 庫などによりジェネリッ ク医薬品があるわけでは 治療方針や薬の在 おくすり

<sup>問</sup>住民課国保年金班



免除·

猶予の種類

◆希望シール

# ②納付猶予制度

額または一部免除されます。 以下の場合に、保険料が全 れぞれの前年所得が一定額

が猶予されます。 以下の場合に、保険料納付 れぞれの前年所得が一定額 満の方は、本人・配偶者そ 平成28年7月から50歳未

ジェネリック医薬品に関する

#### 対 期 間

6月分まで)の免除・猶予 ※申請日から、原則過去2 申請を受付しています。 年1ヶ月前までさかの って申請できます。 平成28年度分(平成29年 Œ

ジェネリック医薬品に関する 説明をお願いします

### 必要なもの

①年金手帳または基礎年 番号がわかるもの 金

②印か

料の納付が困難な場合は、申請により保険料が「免除.

収入の減少や失業等の経済的理由で、

国民年金保険

または「猶予」される制度があります。

③雇用保険受給資格証 職票等(退職による申請 や離

①免除(全額免除·

部免

除)制度

本人・配偶者・世帯主そ

# ◎学生の方は学生納付特例 制度の申請を

例(4月~平成29年3月分 申請)を受付しています。 平成28年度の学生納付特

## 必要なもの

②印かん ①年金手帳または基礎 番号がわかるもの 年金

③学生証 両面)または在学証明書 (原本) (コピーの場合は

※審査は日本年金機構で行 **申**問千葉年金事務所 通知が後日郵送されます。 われ、承認、または却下

住民課国保年金班

**2**043 (242) 6320